

平成29年9月11日
防災対策部危機管理課
総務部人事課

不適切な事務処理防止に向けての対応について

1 趣旨

不適切な事務処理の防止に向けては、これまでも取り組みを進めてきたところだが、今年度に入ってから事案が発生しており、根絶できていない現状にある。

不適切な事務処理を無くすには、各所属において、これまで以上に業務に関するコミュニケーションをとったうえで、プロセスも含めた事務処理を的確に進めていくことが重要であり、全庁的に次の対応策を進めていくこととする。

2 職員の意識付け

(1) 管理職の意識の徹底

9月中旬に実施される管理職員勤務評定中間面接において、組織マネジメントシート中の「チェック機能の向上」については、具体的な実施状況等を評定者が必ず確認をするよう、周知徹底し、管理職員は一般職の評価制度にかかる面談の場等を活用し、必要に応じて、不適切な事務処理を防止するための対策を班長等と議論する。

(2) 懲戒処分の指針の改正

現行の懲戒処分の指針では処分の標準例では示していない「故意又は重大な過失による不適切な事務処理」を標準例に追加することにより、処分基準の明確化を図る。

3 具体的な対応策

(1) 継続的な注意喚起

危機管理メール等により、注意喚起を継続的に実施していく。

(2) 各所属での点検等取組みの促進

9月～12月に各所属で実施するコンプライアンス・ミーティングでは、全庁的に「不適切な事務処理」及び「公務外の不祥事」をテーマとする。

具体には、不適切な事務処理防止について、各所属の実際の業務に即して、現状、課題、対応策等を協議するとともに、公務外の不祥事については、所属長から、あってはならないことという意識付けの徹底を行う。

(3) 継続的な仕組みづくり

① 各所属での協議用資料の作成

全庁的に実施するコンプライアンス・ミーティングの結果から水平展開が可能な対策を抽出、また、これまでの対応策等も整理のうえ「不適切な事務処理防止ハンドブック（仮称）」を作成し、今後とも、各所属での協議、検討が的確に実施できるよう、共有を図る。

② 定期的な点検ミーティングの実施等

各所属単位で実施しているコンプライアンス・ミーティング（年3回）及び危機管理意識向上研修（年1回）の場の活用などにより、不適切な事務処理防止のための所属での協議を年1回以上実施するよう、義務付ける。

なお、管理職員勤務評定制度における面接、危機管理取組状況モニタリング等の機会において、適宜、対応状況を確認するとともに、必要に応じて全庁的な情報共有をしていくものとする。